

1. 水道の利用について

- ◆排水の都合により、会場内に給排水設備は設置しません。水道を使用される方は、会場外の指定水道施設をご利用ください。



2. 電気の利用について

- ◆電気コンセントは、事前に届け出のあった方のみ各テントへ引き込みます。※コードリール等は各自でご準備ください。
- ◆申込時の使用量で金額を決定し、当日徴収いたします。当日使用量に変更となった場合でも金額の変更はいたしません。また、**会場全体の電力量に限りがありますので、届け出のない機器は使用できません。**

◆電気使用料金

ワット数	金額
1KW以上	1,000円
1KW未満	500円

※エンジン式発電機
使用禁止！

3. 火器類の使用について

- ◆ガス・油などの**火器類を使用する場合、消火器の常設が必須です。**
- ◆当日はびっくり市オープン前に消防署の立入検査があります。安全管理を徹底してください。



4. 搬入について

- ◆会場の入口・出口は共通です。
- ◆**車両乗り入れ可能時間: 5:30~8:15(時間厳守)**
※8:15以降は車両通行不可
- ◆屋根高2.8m以上の車両は橋の下は通行できません。
- ◆荷物搬入は速やかに行い、車両は速やかに移動してください。
- ◆出店者専用駐車場をご利用ください。
- ◆車両移動は係員の指示に従ってください。



※橋の下走行注意！



5. 販売について

- ◆販売開始はもちまき開始後9:30からです。**【厳守】**
※違反した場合、翌年度の出店をお断りします。
- ◆会場敷地は熱に弱いため、直接加熱しないよう保護対策（ブロック等）を必ず実施してください。
※損傷があれば損害賠償の対象となります。
- ◆机・いすの貸出はありません。各自でご準備ください。
- ◆出店ブースの大きさ
1区画(テント1/2:間口2.7m × 奥行3.6m) 1業者につき1区画まで。

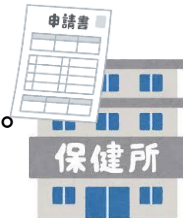


6. 出店料について

- ◆必要書類は当日配布します。出店者全員から出店料を徴収します。
- ◆出店料:基本料4,000円+売上の5%
- ◆14:30に集計し、びっくり市事務局へ持参してください。

7. 保健所への届出について

- ◆食品販売等の臨時出店報告書は事務局が一括提出します。
- ◆鮮魚・生肉など非加熱食品の取り扱いには特に注意してください。
※保健所の指導により、出店品の取り下げをお願いする場合があります。
- ◆酒類販売を行う場合は、各自で許可を取得してください。
※許可証がない場合は出店できません。



8. 駐車場及び車両通行許可証について

- ◆別途送付する駐車場位置図に従って駐車してください。
- ◆許可証の種類により駐車場所が異なります。
- ◆来場者の迷惑にならないよう、必ず指定場所に駐車してください。
- ◆会場入場時は、「出店業者通行・駐車許可証」または「出店業者通行許可証」をフロントガラス付近に掲示してください。許可証のない車両は通行できません。
※許可証は出店決定後に送付します。

9. その他

- ◆ごみの減量化にご協力ください。出店時の空き箱などのごみや提供した商品の使用済み容器も各自で必ず回収し持ち帰りください。
※過去にごみ放置があった業者は出店をお断りしています。
- ◆指定水道施設に油を流さないこと。
- ◆出店者の昼食は用意しません。
- ◆後片付けは15:00から行います。
※商品が完売しても帰らず、テント撤収作業にご協力ください。

10. 注意事項の厳守について(重要)

- ◆上記の注意事項を守れない場合、イベント開催中であっても出店の中止を指示する場合があります。また、主催者の指示に従わない業者については、次回以降の出店を一切許可しません。